	山林	庭等（舗装面）　堆積物の除去及び高圧水洗浄 庭等（植栽）　堆積物の除去、除草並びに樹木の根元付近の表土の除去及び被覆並びに常緑樹の剪定 堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡川内村大字下川内字貝ノ坂二百七―二	宅地	屋根　堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄 外壁　拭き取り又はブラシ洗浄 雨どい（軒どい）　堆積物の除去及び拭き取り 雨どい（竪どい）　高圧水洗浄 庭等（未舗装面の土壌）　堆積物の除去、除草並びに表土の除去及び被覆 庭等（未舗装面の芝地）　堆積物の除去、除草、芝刈り並びに芝の深刈り又は剥ぎ取り及び張り替え 庭等（未舗装面の砂利・砕石）　堆積物の除去、除草並びに砂利・砕石の除去及び被覆 庭等（舗装面）　堆積物の除去及び高圧水洗浄 庭等（植栽）　堆積物の除去、除草並びに樹木の根元付近の表土の除去及び被覆並びに常緑樹の剪定
福島県双葉郡川内村大字下川内字糠塚六―三	宅地	屋根　堆積物の除去及び拭き取り又はブラシ洗浄 外壁　拭き取り又はブラシ洗浄 雨どい（軒どい）　堆積物の除去及び拭き取り 雨どい（竪どい）　高圧水洗浄 庭等（未舗装面の土壌）　堆積物の除去、除草並びに表土の除去及び被覆 庭等（未舗装面の芝地）　堆積物の除去、除草、芝刈り並びに芝の深刈り又は剥ぎ取り及び張り替え 庭等（未舗装面の砂利・砕石）　堆積物の除去、除草並びに砂利・砕石の除去及び被覆 庭等（舗装面）　堆積物の除去及び高圧水洗浄 庭等（植栽）　堆積物の除去、除草並びに樹木の根元付近の表土の除去及び被覆並びに常緑樹の剪定
	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち

福島県双葉郡川内村大字下川内字毛戸五百十―二	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡川内村大字下川内字毛戸五百十八―三	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡川内村大字下川内字糠塚五百四―一	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡川内村大字下川内字糠塚五百六―二	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち
福島県双葉郡川内村大字下川内字吉ノ田和五百十六―二	山林	堆積物の除去、再拡散防止措置及び常緑針葉樹の枝打ち

二　土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先

氏名又は名称	連絡先
環境大臣	福島県福島市栄町一―三十五　福島キャピタルフロントビル七階　環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所放射能汚染対策課 電話番号　〇二四（五七三）七四〇〇

三　土壌等の除染等の措置の実施予定月　平成二十五年一月

四　意見書の提出　第一号の表の上欄に掲げる所在地に係る同表中欄に掲げる土地等に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者（次号において「関係人」という。）は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（次号において「法」という。）第三十条第五項の規定に基づき、この告示の日から三月を経過する日までの間に、第二号の表の上欄に掲げる者に対し、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第四十条に定めるところにより、第一号の表の下欄に掲げる土壌等の除染等の措置の内容その他の事項についての意見書を提出することができる。

五　関係人のみなし同意　前号に規定する期間が経過する日までの間に、関係人から異議がある旨の同号の意見書の提出がなかったときは、第一号の表に係る土壌等の除染等の措置を実施することについて法第三十条第二項の同意があったものとみなす。

官庁報告

国家試験

CBTによる平成24年度ITパスポート試験合格者

CBTによる平成24年度ITパスポート試験（8月実施分）の合格者を平成24年9月14日に決定したので受験番号を次のとおり公示する。

平成24年10月2日

経済産業大臣　枝野　幸男